

# 第1章 計画策定の考え

## 1 計画の概要及び目的

### (1) 計画の概要

「緑の基本計画」とは、市町村が策定の主体となり、地域の実情に応じたきめ細かな緑のまちづくりを行うために策定する都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

都市の緑地に関する計画として、「緑のマスタープラン<sup>※1</sup>」・「都市緑化推進計画」がりましたが、環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対するニーズなどに対応し、豊かさを実感できる自然と人間が共生できるみどりあふれる良好な都市環境を形成していくため、都市における緑とオープンスペースの整備・保全にかかわる施策をより総合的なものとして推進していくことが必要になってきました。そこで、平成6年(1994年)6月の都市緑地保全法の一部改正により、「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」の内容を統合した「緑の基本計画」(市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称)が位置付けられました。

平成7年(1995年)以降、市民緑地制度や緑地管理機構制度など、住民・事業者による自発的な都市の緑の確保に対する取り組みを支援する制度の強化が図られています。また、平成16年(2004年)の都市緑地保全法の一部改正では、都市公園法の一部改正とともに、緑地の保全・緑化及び都市公園の整備を総合的に推進するための制度の創設・拡充が措置され、名称が都市緑地法となりました。これにより「緑の基本計画」は、都市公園、緑地保全、都市緑化を統合する総合的な基本計画となりました。

### (2) 計画の背景と目的

本市は、これまで県立丹沢大山自然公園・丹沢大山国定公園の指定促進、「緑のマスタープラン」・「はだのグリーンプラン<sup>※2</sup>」の策定に基づく都市緑化施策の推進、みどりの保全・創造に取り組んできました。しかし、市街地の拡大や産業の集積などで都市化は着実に進展し、身近にふれることができる市街地の中の緑は次第に失われていく傾向がありました。

そこで平成20年(2008年)に「秦野市緑の基本計画」を策定し、当時の本市が目指す都市像「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に向けて、緑や緑地の保全、再生、創出を目的に、総合的かつ効果的な施策の展開を推進してきました。

令和3年(2021年)3月に「秦野市緑の基本計画」を一部改定し、緑や緑地の保全・

※1 「緑のマスタープラン」

昭和58年に都市計画に関する緑地の保全及び緑化の推進を目的に策定された緑化推進計画

※2 「はだのグリーンプラン」

平成4年に公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進等の都市計画外での緑化に関する緑地の保全及び緑化の推進を目的に策定された緑化推進計画

再生・創出のほか、生物多様性基本法に基づく「秦野市生物多様性地域戦略」を包括する計画として、多様な生態系の中で自然と人が共生する「みどり」を用いて、「秦野市みどりの基本計画」に名称を変更し、総合的かつ効果的な施策の展開を推進してきました。

計画策定以後、国においては、自然共生社会の実現、環境負荷が小さいカーボンニュートラル都市の実現、幸福度（Well-being）向上等に向け、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」の閣議決定、同年9月に「グリーンインフラ推進戦略 2023」の改定、令和6年（2024年）11月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行、同年12月に「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（以下、「緑の基本方針」という。）の告示、令和7年（2025年）4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下、「地域生物多様性増進法」という。）の施行など、みどりに関する新たな政策が展開されています。

本市においては、令和3年（2021年）3月策定の「秦野市総合計画（はだの2030プラン）」において、「水とみどりに生まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市（まち）」を都市像として定め、「名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本目標の一つとして掲げています。

令和7年（2025年）4月1日には、「ネイチャーポジティブ宣言」を行い、同月に公益財団法人日本自然保護協会から「ネイチャーポジティブ自治体認証<sup>※</sup>」を取得しました。

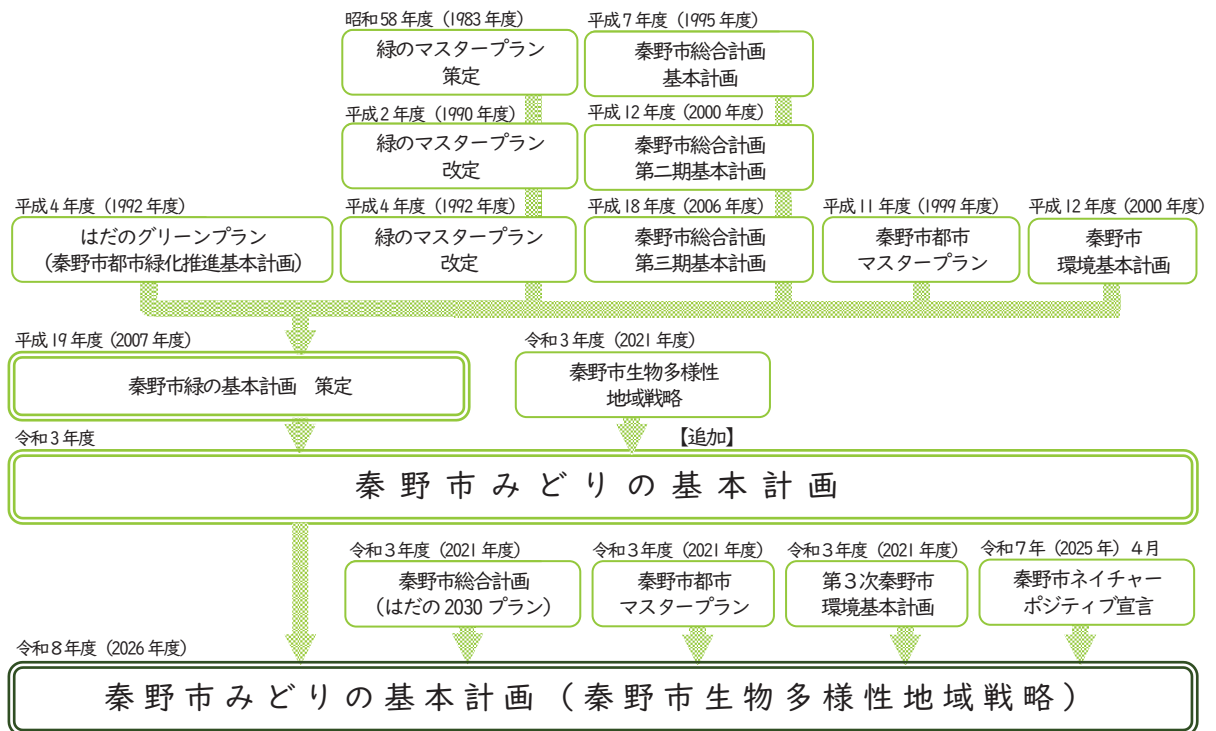
これらの社会情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、本計画は、秦野市総合計画（はだの2030プラン）に示す「名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めていく総合的な計画として、今後の緑や生物多様性の保全・再生・創造の目標と方針を定めることを目的として策定しました。

---

※ 「ネイチャーポジティブ自治体認証」

日本自然保護協会が「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」を全国で展開するために、地域の自然を活かしてネイチャーポジティブな地域づくりを推進する自治体を認証し、その活動を支援する認証制度

【みどりの基本計画の策定に至る経緯】



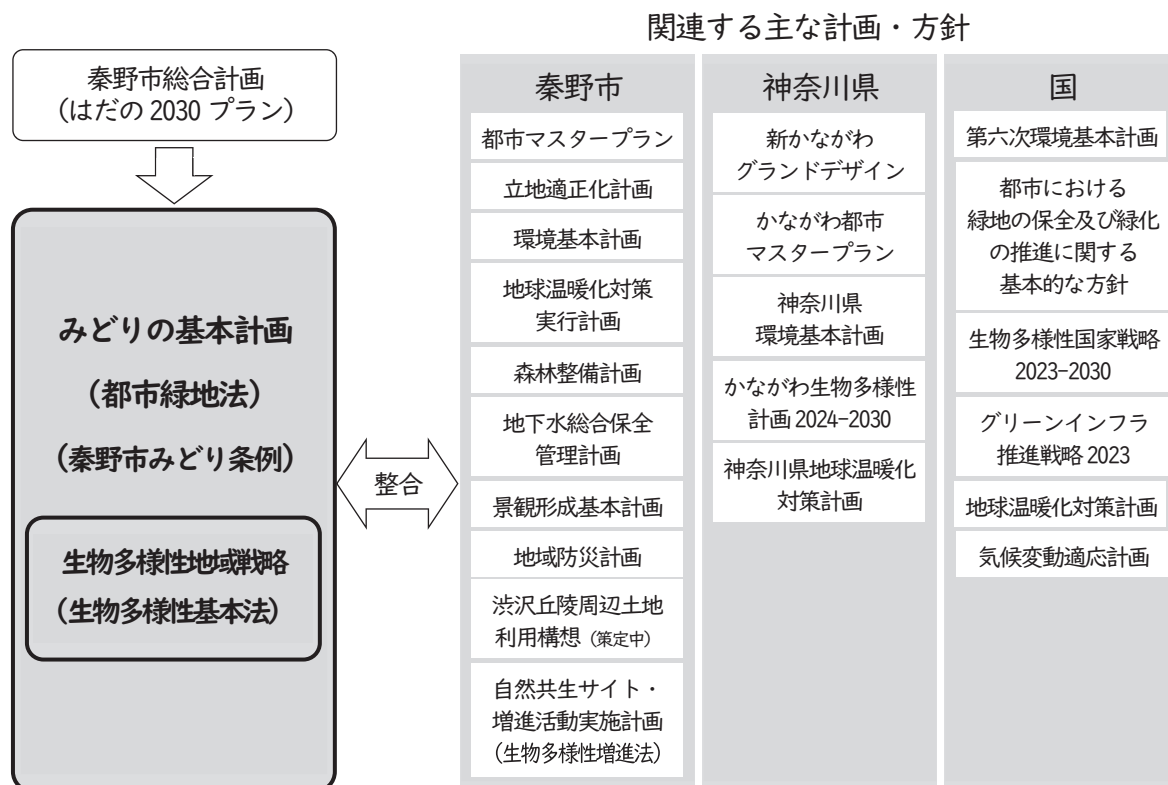
## 2 計画の位置付け

「秦野市みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条、秦野市みどり条例第3条並びに生物多様性基本法に基づく「秦野市生物多様性地域戦略」を包括する計画です。

これは、緑地や生物多様性の保全及び緑化の推進に関する事業を展開するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組むみどり豊かなまちづくりの目標・指針となるものです。

また、「秦野市総合計画（はだの2030プラン）」を上位計画とし、「秦野市都市マスタープラン」及び「秦野市環境基本計画」等の関連計画と整合・連携するとともに、国・県の関連する施策や計画と整合・勘案するものです。内容は、基本理念、緑の将来像、基本方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策等で構成し、都市の緑地や生物多様性の保全及び推進に関する総合的な計画として位置付けるものです。

### 【計画の位置付け】



### 3 計画の構成

本計画は、秦野市のみどりと生物多様性の現況と課題を整理し、その将来像の実現に向けた施策を推進していくため、次の5章で構成します。

#### 第1章 計画策定の考え

計画の趣旨、目的、期間などの基本的な事項を示す。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1 計画の概要及び目的 | 4 計画の期間        |
| 2 計画の位置付け   | 5 「緑」と「みどり」の定義 |
| 3 計画の構成     | 6 生物多様性        |

#### 第2章 みどりの現況及び課題

秦野市の「みどり」の現況を整理・把握し、その課題を明らかにする。

- 1 本市の概況（みどりに関する自然的状況、みどりに関する社会的状況、前計画の進捗状況、市民のみどりに対する意識）
- 2 みどりに関する課題とその対応への視点

#### 第3章 計画の推進

みどりの将来像、目標水準及び配置方針を定める。

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1 計画の基本方針      | 3 緑地機能の配置計画       |
| 2 緑地の保全及び緑化の目標 | 4 生物多様性保全に関する配置計画 |

#### 第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

みどりの将来像の実現に向けて、計画推進のための施策を示す。

- 1 施策の体系
- 2 緑地の保全及び緑化推進のための施策
- 3 地区別の取り組み

#### 第5章 計画の推進体制

計画の推進体制を示す。

- 1 計画の推進体制

## 4 計画の期間

本計画の期間は、10年を一つの区切りとして捉え、5年毎に中間評価を実施します。ただし、関連する諸計画の見直しや社会情勢の変化に応じ、必要な場合は見直します。

### (1) 期間

令和8年（2026年）から令和17年（2035年）まで

### (2) 年次

中間年次 令和12年（2030年）

目標年次 令和17年（2035年）

※ 構想的な計画（目標年次）は、年単位を使用し、具体的な計画（実施計画）は、年度を使用します。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
本計画	<b>秦野市みどりの基本計画（秦野市生物多様性地域戦略）</b>									
					中間 評価					
秦野市の上位・ 関連計画	秦野市総合計画はだの2030プラン					秦野市総合計画 次期計画				
	秦野市都市マスタープラン					秦野市都市マスタープラン 次期計画				
	第3次秦野市環境基本計画					第4次秦野市環境基本計画				

## 5 「緑」と「みどり」の定義

本計画において「緑」とは、施設緑地<sup>※1</sup>及び地域制緑地<sup>※2</sup>といった緑地として用います。計画の推進に掲げる緑地の確保目標水準や配置は、「緑」となります。

一方、「みどり」とは、樹林地、草地、水辺地等の自然が豊かで、動植物が生息し、自然と人が共生する空間等の総合的な環境として用います。

【みどりのイメージ】



資料：国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の生物多様性が豊かな都市のイメージ図を基に加工

※1 「施設緑地」

施設緑地とは、都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」に区分される緑地をいう。都市公園には、基幹公園・特殊公園・大規模公園・都市緑地等があり、都市公園以外には、公共施設緑地・民間施設緑地がある。

※2 「地域制緑地」

地域制緑地とは、法や条例等による規制により、良好な環境を保全する地域をいう。

法による地域制緑地には、生産緑地地区、自然公園（国定公園）、農業振興地域農用地区域、保安林区域等があり、条例による地域制緑地には、自然公園（県立自然公園）、自然環境保全地域、樹林保全地区、生き物の里、かながわのナショナル・トラスト緑地等がある。

## 6 生物多様性

### (1) 生物多様性とは

約46億年にわたる地球の歴史の中で、地球上の生物は、様々な環境に適応し、進化し、多種多様な生物が生まれてきました。これらの生物には、一つひとつに個性があり、お互いに関わりを持っていることを「生物多様性」と言います。

この生物多様性が、私たちに豊かな自然の恵みをもたらしています。

生物多様性条約<sup>※</sup>では、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの多様性をあげています。

#### ア 生態系の多様性

山、樹林地や河川など、様々な環境が存在し、それぞれの環境に適した生物により、多様な生態系が存在することです。

#### イ 種（種間）の多様性

様々な動物、植物、細菌等の生物が生息・生育していることです。

#### ウ 遺伝子の多様性

同じ種類の動物や植物でも、地域により形態や模様、生態などが異なります。このように遺伝子のレベルで多様な違いがあることです。

### (2) 生態系サービス

私たちの生活に欠かせない酸素や水、食料などは、生物多様性が私たちに与えてくれる恵みであり、この恵みを「生態系サービス」として、次の4つに分類しています。

#### ア 供給サービス

豊かな土壌によって作られる農作物、燃料や木材、薬品の提供など、私たちの生活に重要な資源を供給するサービスです。

#### イ 調整サービス

植物や土壌などによる水質改善、森林などの生態系による気候の調整や自然災害の防止・緩和といった、環境を安定・制御するサービスです。

#### ウ 文化的サービス

国や地域ごとに、生態系や気候は様々です。それらの違いは、地域固有の文化や景観、習慣などを育み、私たちの生活に精神的な恩恵を与えているサービスです。

#### エ 基盤サービス

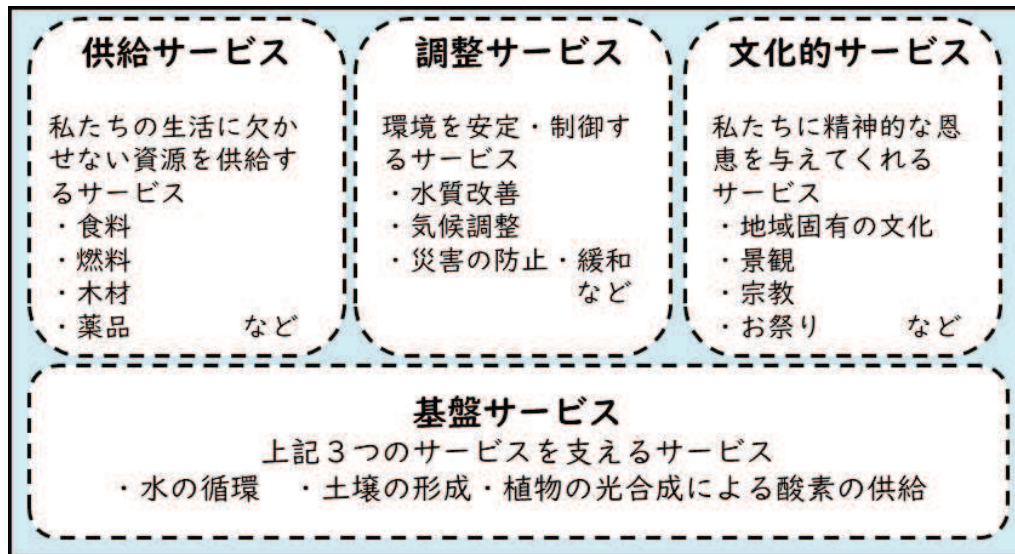
水の循環、土壌形成、植物の光合成など、他の3つの生態系サービスを支えるサービスです。

---

<sup>※</sup> 生物多様性条約

生物多様性条約（CBD）とは、1992年に開催された「環境と開発に関する国連会議（UNCED）」において、地球上の多様な生物や生態系を守り、その恵みを将来にわたって持続的に利用することを目指すために採択された国際条約。

## 【生態系サービス】



### (3) 生物多様性の4つの危機

私たちの生活に様々な恵み（生態系サービス）を与えてくれる生物多様性には、4つの危機があるとされ、人間の活動による影響が主な原因であると考えられています。種の絶滅速度は、自然状態での速度に比べてはるかに早く、多くの生物が危機にひんしています。

#### ア 第1の危機（人間の活動による影響）

高い成長量が期待できる人工林への拡大造林、開発に伴う森林伐採や、埋め立て工事等による生息地の破壊など。

#### イ 第2の危機（自然に対する人間の働きかけの縮小による影響）

エネルギー構造の変化による薪炭林の管理不足や里地里山の荒廃<sup>※</sup>など。

#### ウ 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる影響）

人間による活動で、外来種や化学物質などが持ち込まれることによる生態系への影響など。

#### エ 第4の危機（地球環境の変化による影響）

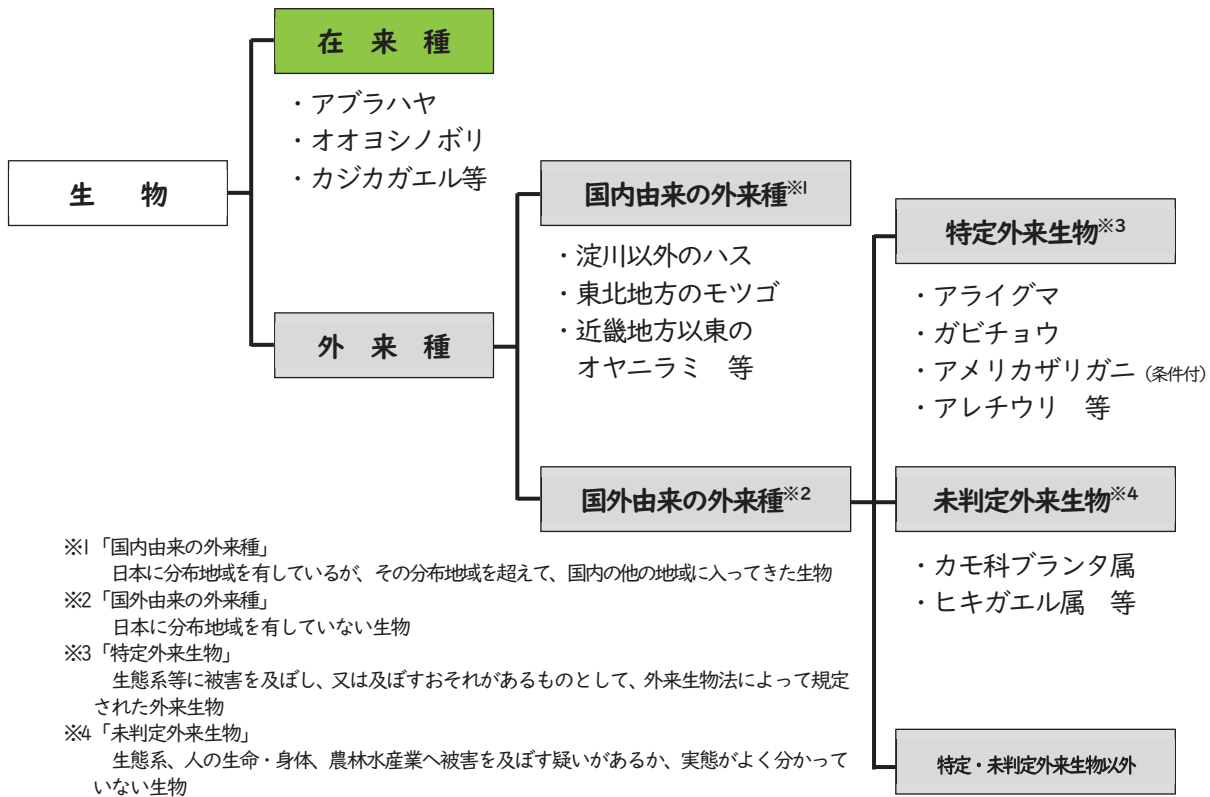
地球温暖化、極端な気象現象などの環境の変化により、それに適応できない生物や生息・生育場所の移動ができない生物への影響など。

※「里地里山の荒廃」

本市においても、里地里山の荒廃で、シカやイノシシ等の農作物への被害や、ヤマビルの生息地の拡大が問題とされています。

#### (4) 外来種

本来の分布地域に生息していた生物（在来種）に対し、人間の活動等により人為的に持ち込まれた生物を外来種としています。



アライグマ



ガビチョウ



アレチウリ

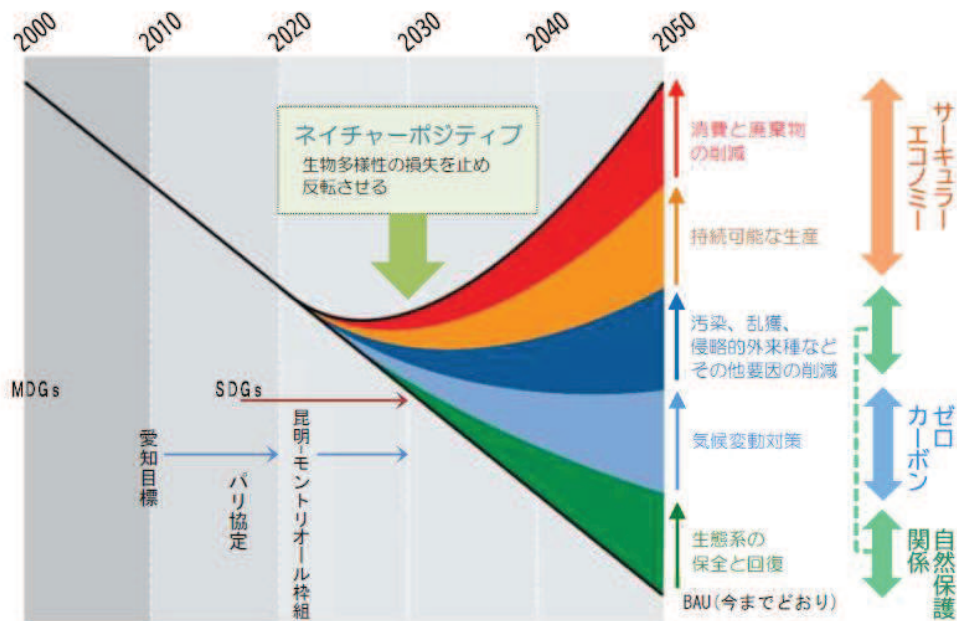
出典：環境省ホームページ「外来種写真集」

## (5) ネイチャーポジティブ

### ア ネイチャーポジティブとは

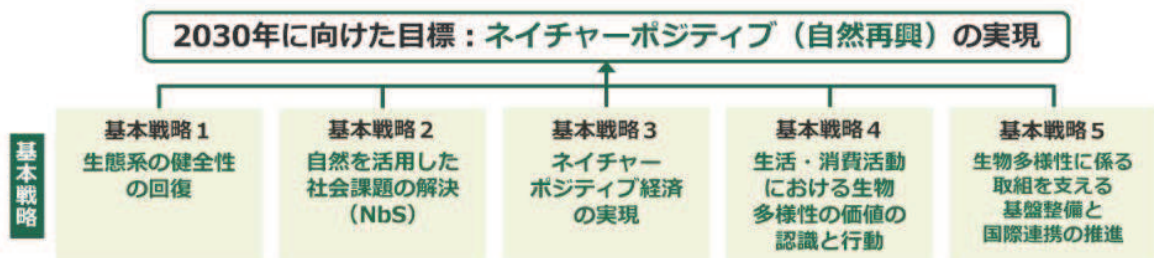
ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを意味します。

令和4年(2022年)12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、生物多様性の新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」で「2050年までに自然の完全な回復を達成する」という長期目標実現のため、「2020年を基準として2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させる」短期目標が設定されました。



ネイチャーポジティブ ポートフォリオ

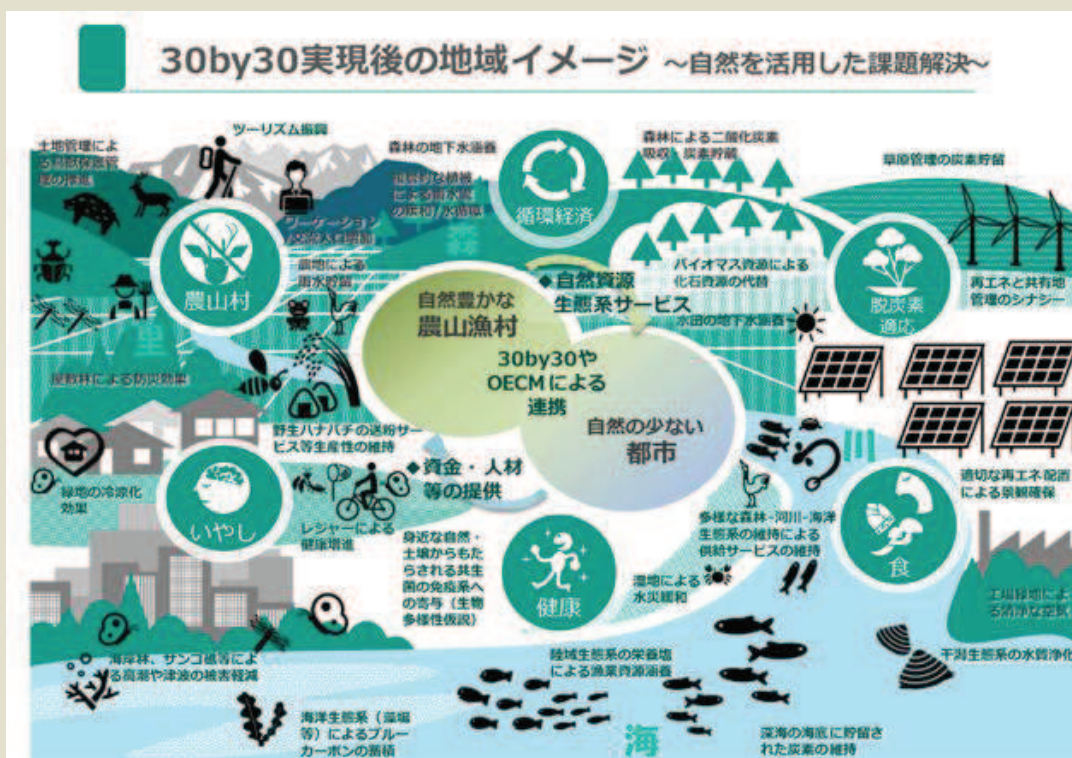
出典：環境省「地球規模生物多様性概況第5版 (GB05)」の図を基に加工



出典：J-GBF(2030 生物多様性枠組実現日本会議)Web サイト「ネイチャーポジティブ宣言の呼びかけ」

## ネイチャーポジティブ実現に向けた30by30ロードマップ

- 私たちの社会全体を支える生態系サービスは過去50年間で劣化しています。
- そのため、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務となっています。
- そのような中、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を保全する(30by30)目標が国際的に採択されました。(令和4年(2022年)12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」)
- 我が国での実現に向けて、国や地域、事業者そして一人ひとりの力を結集し、以下に取り組むロードマップが示されています。
  - ▶ 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
  - ▶ OECM※の設定・管理(日本国内の100地域以上で認定)
    - ※ Other effective area-based conservation measures の略で、国立公園等の保護地域以外で生物多様性保全に資する地域を言います。
- 地方公共団体においては、以下4点の取り組みが期待されています。
  - ▶ 保護地域やOECMの保全に貢献
  - ▶ 管理・所有地の自然共生サイトへの申請
  - ▶ 保護地域の拡張や管理の質の向上
  - ▶ OECMとして整理された地域の適切な管理



出典：環境省「生物多様性国家戦略2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」(令和5年(2023年)3月31日)を基に編集

## イ 秦野市ネイチャーポジティブ宣言

秦野市は、水とみどりに育まれた豊かな自然環境を未来に引き継いでいくため、令和12年(2030年)を目標に生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すことを令和7年(2025年)4月1日に宣言しました。

### 秦野市ネイチャーポジティブ宣言

秦野市は、水とみどりに育まれた豊かな自然環境を未来に引き継いでいくため、2030年を目標に生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すことを宣言します。

#### 1 みどりを知ろう

市民のみどりへの関心を深め、生物多様性の維持、回復、創出する行動に結びつく取り組みを進めます。

#### 2 みどりを守ろう

多種多様な生物と私たちの生活を守り、豊かにするみどりを増進し、ゼロカーボンシティの実現を目指した取り組みを進めます。

#### 3 みどりを創ろう

里地里山の整備をはじめ、生物が生息する自然と人が触れ合えるまちづくりを進めます。

#### 4 みどりを生かそう

豊かな秦野名水とみどりを中心に、生態系サービスがもたらす恵みの享受を図り、秦野らしいまちづくりを進めます。

#### 5 みどりと暮らそう

生物多様性の増進の取り組みを進めるため、活動をする人たちとの連携を強化し、地域のバイオマスを活用したみどりが循環するまちづくりを進めます。

### 秦野市ネイチャーポジティブキャラクター ネポたん

- 生物多様性を守り回復に転じるための活動をしている、ネイチャーポジティブ・レンジャー。
- 秦野の山の帽子、秦野名水の体、大地のブーツ、谷戸のアイドル・ホトケドジョウのしっぽを持った里山の妖精。
- 山の帽子は四季によって色が変わる、こともある。

